

フォーラム情報アカデミー専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高度専門教育を行い、地域社会の中堅た
りうる心身ともに健全で良識ある人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、フォーラム情報アカデミー専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を新潟県新潟市中央区弁天三丁目1番19号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程・学科・コース・修業年限・定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	コース名	修業 年限	入学 定員	総定員	学級数	備考
昼	工業関係 専門課程	情報ソフト ウェア科	情報システム コース	2年	20人	40人	2学級	
			販売ビジネス コース		20人	40人	2学級	
			医療事務・ 医療情報 コース		20人	40人	2学級	
			計		60人	120人	6学級	

(学年・学科の終始期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、以下のとおりとする。

(1) 第1学期 4月1日から9月30日まで

(2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第6条 休業日は、別表1のとおりとする。

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日
に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表2のとおりとする。

(始業・終業時刻)

第8条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課程・学科名	コース名	始業時刻	終業時刻
昼	工業関係専門課程 情報ソフトウェア科	情報システム コース	午前9時15分	午後4時00分
		販売ビジネス コース		
		医療事務・医療情報 コース		

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員をおく。

- (1) 校長
- (2) 教務課長
- (3) 教員 20人以内 (専任 10人以内、兼任 10人以内)
- (4) 事務局長
- (5) 事務職員 6人以内

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者 (旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者。
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で、18歳に達した者

(編入学)

第11条 本校に編入学を希望する者で、当該希望者が以前に行った専修学校、短期大学、大学等における学科目の履修を本校の学科目の履修とみなすことができる場合等、本校に編入学することが、教育上有益と認められる場合で、本校における個別の入学審査により校長が編入学を認められた者に許可する。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続・許可)

第13条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第21条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学許可された者は、入学許可の日から30日以内に第21条に定める入学金を添えて手続をとらなければならぬ。ただし、大学との併願を明確にして受験した者で、入学を辞退したものについては、大学入学を証明する書類提示を条件として、その全額を返還するものとする。

(休学・復学)

第14条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならぬ。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならぬ。

(卒業・修了の認定)

第16条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

(併修・入学前の授業科目の履修等の認定)

第17条 本校に在学し、且つ他の専修学校、短期大学、大学等の教育機関に在学して、それぞれの教育機関による教育を併修するものについては、本校以外の教育機関において履修した学科目の内容及びその成績評価について、当該学科目の内容を個別に審査し、その内容が本校で実施する学科目の内容と同等と認められる場合は、本校以外の教育機関で履修した学科目の内容及びその成績評価を、本校における学科目の履修とみなし、当該学科目の修了を認定する。

2 本則第11条に基づき編入学を認められたものが、編入学以前に他の教育機関で行った学習を、編入学認定時に当校での履修とみなすことと認めた学科目については、当該学科目の修了を認定する。

3 前項により履修とみなし学科目の修了を認定することができる授業時間数は、本校専門課程の修了に必要な総授業時間数の二分の一を超えないものとする。

(学位)

第18条 本校所定の課程を修了した者には、専門士の称号を与え、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第19条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲戒)

第20条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときには懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第5章 入学金 授業料、その他

(納付金)

第21条 本校の入学金、授業料等は、別表3のとおりとする。

- 2 入学検定料は、入学申込の際納付しなければならない。
- 3 授業料、施設費及び維持費は出席の有無にかかわらず、第1学期分は4月15日までに、第2学期分は10月15日までに納付しなければならない。
- 4 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料、施設費及び維持費を免除することがある。
- 5 特別の事由のある場合には、別に定めるところにより、授業料、施設費及び維持費の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料、施設費及び維持費を

6ヶ月以上滞納し、その後においても納付の見込みがないときは退学を命ずることがある。

(納付金の返還)

第23条 納付された入学検定料、入学金、授業料、施設費及び維持費は、原則として返還しない。

ただし、本校に入学を許可された者で、3月31日までに入学辞退の意思表示をした者について、既に納付された授業料、施設費及び維持費がある場合は、その全額を返還する。また、入学金については、第13条第1項第3号ただし書きに該当する場合を除く。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (平成20年7月)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月)

- 1 この学則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月)

- 1 この学則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1 (休業日、臨時授業及び臨時休業日)

(1)	土曜日、日曜日	
(2)	国民の祝日に関する法律で規定される日	
(3)	夏季休業	8月1日から8月31日まで
(4)	冬季休業	12月19日から1月11日まで
(5)	春季休業	3月5日から4月10日まで

販売ビジネスコース
一年次

一般カリキュラム				専門カリキュラム			
カリキュラム名	一年次			カリキュラム名	一年次		
	第1学期	第2学期	年間		第1学期	第2学期	年間
学校行事	9	3	12	ビジネスマナー	62	0	62
一般教養①	75	0	75	文書作成	117	0	117
一般教養②	0	54	54	データ活用	72	0	72
				簿記Ⅰ	27	91	118
				簿記Ⅱ	0	170	170
				会計実習Ⅰ	0	79	79
				総合学習Ⅰ	133	0	133
				総合学習Ⅱ	0	95	95
小計	84	57	141	小計	411	435	846
				計(時間)	495	492	987

二年次

一般カリキュラム				専門カリキュラム			
カリキュラム名	二年次			カリキュラム名	二年次		
	第1学期	第2学期	年間		第1学期	第2学期	年間
学校行事	15	3	18	一般常識	29	39	68
一般教養①	48	0	48	文書作成	117	0	117
一般教養②	0	54	54	データ活用	72	0	72
				簿記Ⅰ	0	49	49
				簿記Ⅱ	0	170	170
				総合Ⅰ	214	0	214
				総合Ⅱ	0	156	156
小計	63	57	120	小計	432	414	846
				計(時間)	495	471	966

医療事務・医療情報コース
一年次

一般カリキュラム				専門カリキュラム			
カリキュラム名	一年次			カリキュラム名	一年次		
	第1学期	第2学期	年間		第1学期	第2学期	年間
学校行事	9	3	12	医療事務	198	70	268
一般教養①	75	0	75	医療概論	39	8	47
一般教養②	0	54	54	基礎医学	57	12	69
				病院管理	34	8	42
				医療IT I	21	33	54
				検査・薬理学	0	39	39
				医療関連法規	0	22	22
				調剤事務	0	44	44
				パソコン活用	0	61	61
				医師事務作業補助者	0	66	66
				総合学習 I	62	72	134
小計	84	57	141	小計	411	435	846
				計(時間)	495	492	987

二年次

一般カリキュラム				専門カリキュラム			
カリキュラム名	二年次			カリキュラム名	二年次		
	第1学期	第2学期	年間		第1学期	第2学期	年間
学校行事	15	3	18	歯科事務	96	0	96
一般教養①	48	0	48	介護事務	54	0	54
一般教養②	0	54	54	医療IT	71	0	71
				患者接遇	39	0	39
				医療機関実習	107	86	193
				総合実習	0	259	259
				総合学習 II	65	69	134
小計	63	57	120	小計	432	414	846
				計(時間)	495	471	966

別表 3 (納付金)

	金額	内訳
(1) 入学検定料	10,000 円	
(2) 入学金	150,000 円	
(3) 授業料	(年額) 600,000 円	第 1 学期 300,000 円
		第 2 学期 300,000 円
(4) 施設費	(年額) 200,000 円	第 1 学期 100,000 円
		第 2 学期 100,000 円
(5) 維持費	(年額) 100,000 円	第 1 学期 50,000 円
		第 2 学期 50,000 円